

入札公告 兼 説明書

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月25日

社会福祉法人むつみ福祉会 理事長 水谷正人

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

名古屋市重症心身障害児者施設における給食業務委託

(2) 調達役務の内容等

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 履行場所

仕様書による。

(6) 入札方法

入札は総額で行うものとし、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(7) 入札書の提出方法

紙による入札書及び別紙様式の積算内訳書を提出のこと。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに、申請区分「業務委託」、申請業種「給食」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（3）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとする者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 令和元年度以降に、重症心身障害児者施設または病床数 90 床以上の病院において、患者給食業務（食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳および衛生管理等給食業務全般をいう）を 1 年以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (10) 一般財団法人医療関連サービス振興会が行う「医療関連サービスマーク（患者等給食）」の認定を受けている者であること。
- (11) 受託業務の遂行が困難になった場合、代行保証として公益社団法人日本メディカル給食協会との契約が確認できること、または同等の代行保証体制をとれることができること。

3 入札参加申込手続

- (1) 申請書等の提出場所及び問い合わせ先
〒462-0057 名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 5
名古屋市重症心身障害児者施設 総務部（担当 松本）
電話 052-916-0333 ファクシミリ 052-916-0338
- (2) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
イ 履行実績証明書（様式 2）
ウ 暴力団の排除に関する誓約書（様式 3）
- (3) 提出部数
1 部
- (4) 提出期限
令和 6 年 11 月 11 日（月）（必着）

(5) 審査・通知

参加資格の審査結果は、申請者に郵送により通知する。

(令和6年11月18日(月)発送予定)

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等の差替え又は再提出は認めない(当施設から指示があった場合を除く。)

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者には、その理由(以下「無資格理由」という。)を書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者には、通知を受けた日の翌日から起算して2日(土日祝日を除く。)以内に無資格理由について書面により説明を求めることができる(様式は問わない)。なお、当該書面は3(1)の場所に提出するものとする。また、当該書面の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) (2)の説明を求められた時は、原則として、(2)の入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で回答を行うものとする。

5 入札説明書に対する質問

(1) 質問の方法、期限及び場所

本入札説明書に対し質問しようとする者(以下「質問者」という。)は、令和6年12月9日(月)午後5時までに、ファクシミリにより質問を送信すること。なお、この質問書の作成及び提出に係る費用は、質問者の負担とする。

(2) 回答の方法等

令和6年12月13日(金)午後5時までに名古屋市重症心身障害児者施設のホームページ(<https://twinkle-nagoya.com>)内「事業者向け情報」に回答を掲載する。あわせて仕様の補足等が掲載されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

入札参加資格確認申請書提出者のうち、参加資格ありと認められた者には上記のほか個別にファクシミリにて回答する。

6 入札及び開札

(1) 入札書の提出方法

紙による入札書(様式4)及び積算内訳書(様式5)を持参により提出すること。

(2) 入札日時

令和6年12月19日(木) 午前11時

- (3) 入札場所
名古屋市重症心身障害児者施設 1階多目的室
- (4) 入札者
代理人の場合は委任状(様式6)を用意すること。

7 入札に当たっての注意事項

- (1) いったん提出された入札書は、差し替え、引替え又は撤回をすることができない。入札書の提出は質問回答や仕様書の補足資料等を確認した上で行うこと。
- (2) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札は原則として2回(初度入札を含めて3回)を限度とする。
- (3) 開札にあたっては予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札者とする。
- (4) 落札となるべき同価の入札が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 契約締結後、入札参加者全員の入札者名及び入札金額(入札が無効とされた者を除く。)を入札参加者に公表する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (2) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (3) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (4) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (5) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (6) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (7) 入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (8) 入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- (9) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (10) 資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない場合のその者のした入札
- (11) その他、入札の条件に違反した入札

9 その他

- (1) 入札保証金の納付義務
免除
- (2) 契約保証金の納付義務
有。ただし、契約保証金は名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第3

1条の規定に該当する場合に免除する。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分
総額で定める。

(5) 契約書の作成

ア 契約書は、2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 社会福祉法人むつみ福祉会理事長及び契約の相手方がともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しない。

(6) 契約金額の支払

契約の相手方は、代金の支払請求については、仕様書に記載のあることのほかは、社会福祉法人むつみ福祉会の指示に従い行うものとする。

(7) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合等の不正行為により当法人が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(8) その他

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは、入札を延期又は中止することがある。